

証券コード 3103
平成29年6月7日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地
(大阪本社事務所)
大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

ユニチカ株式会社

代表取締役
社 長 注 連 浩 行

第207回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第207回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行
使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のう
え、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきます
ようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限
までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照
のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスし
ていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第207期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第207期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件①
- 第4号議案 定款一部変更の件②
- 第5号議案 取締役4名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件
- 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱うものいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものいたします。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものいたします。

以上

-
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載しておりますので添付書類には記載しておりません。監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「業務の適正を確保するための体制」「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

5. 機関投資家の皆様へ（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の回復への動きは緩慢であったものの、企業収益及び雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られました。海外では、中国や新興国経済の成長鈍化に加え、英国のEU離脱問題及び米国新政権の政策方針による影響が懸念されるなど、世界経済の不確実性が増大しており、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、平成26年度からスタートした中期経営計画に掲げる成長戦略の早期実現に向け、高分子事業を中心とする機能素材メーカーとしての基盤強化や収益改善のための各施策の実行に努めてまいりました。

また、金融機関からの借入金につきましては、平成29年9月末日までの残高維持をお願いしておりましたが、一部の弁済及びシンジケートローンの実行により、予定より前倒しで平成29年3月末日をもって残高維持を解消し、C種種類株式の全株式（発行総額100億円）につきましても、定款及び会社法の規定に基づき、平成29年6月30日に取得、消却を行うことを決定するなど、財務体質の健全化に向けた施策も実施いたしました。

当連結会計年度の売上高は126,219百万円（前期比13.8%減）、営業利益は12,538百万円（同20.0%増）、経常利益は10,483百万円（同53.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,389百万円（同6.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度につきましては、誠に申し訳ありませんが普通株式については無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

【高分子事業】

フィルム事業では、包装分野は、季節商品が好調であったことに加え、新バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」など、高付加価値品の販売が拡大したこともあって、好調に推移しました。また、海外もアジア市況の復調とインドネシア子会社のP.T. EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）の生産能力増強により、売上げ、収益ともに増加しました。工

業分野は、情報端末機器用途など電気・電子機器分野で販売数量は若干減少しましたが、シリコンフリー離型PETフィルム「ユニピール」、耐熱ポリアミドフィルム「ユニアミド」などの高付加価値品の販売が拡大したことにより、収益は増加しました。この結果、事業全体で増収増益となりました。

樹脂事業では、熱可塑性飽和共重合ポリエステル樹脂「エリーテル」は、海外向け太陽電池用途などで好調に推移し、当社独自のポリアリレート樹脂「Uポリマー」も、情報端末機器用途で好調でしたが、汎用のエステル樹脂は低調に推移しました。当社独自処方の高輝度メタリックナノコンポジットナイロン樹脂等の高付加価値品は、自動車用途等で採用が拡大しています。この結果、事業全体で減収増益となりました。

不織布事業では、ポリエステルスパンボンドは、インテリア、建築材料などの産業資材用途等で販売数量を伸ばしましたが、それ以外の用途では低調に推移しました。タイ子会社のTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ) は、カーペットなど産業資材用途での海外展開が堅調に推移しました。コットンスパンレースは、スキンケア用品などの生活資材用途が好調に推移し、輸出数量も増加しました。この結果、事業全体で減収増益となりました。

以上の結果、高分子事業の売上高は55,057百万円（前期比2.2%減）、営業利益は10,035百万円（同25.4%増）となりました。

【機能材事業】

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、土木用途での販売が低調に推移しましたが、建築用途や環境用途などは堅調に推移しました。電子材料分野のICクロスは、情報端末機器用途での需要回復が遅れ、低調に推移しました。

ガラスビーズ事業では、反射材用途は一部ユーザーからの受注が減少しましたが、自動車部品などの工業用途や国内のロードマーキング用途は堅調に推移し、商品構成の改善等の効果もあって、事業全体として収益は増加しました。

活性炭繊維事業では、主力の浄水器用途は水栓一体型が好調であったものの、全体的には需要がやや伸び悩みました。一方、自動車用VOC除去フィルターや工業用フィルター用途などは好調に推移しました。

以上の結果、機能材事業の売上高は12,089百万円（前期比1.5%増）、営業利益は1,130百万円（同21.9%減）となりました。

【繊維事業】

産業繊維事業では、ポリエステル高強力糸は、複合繊維など高付加価値品への商品構成シフトが進み、期後半からの土木・建築用途の需要回復もあり、収益は増加しました。ポリエステル短繊維は、前期までに実施した構造改革による事業縮小に伴い、売上げは減少しましたが、高付加価値品の拡販を進め、計画どおりの収益を確保しました。

衣料繊維事業では、ユニフォーム分野は、ワーキング用途で堅調に推移したことに加え、調達コストの低減もあり収益が改善しました。レディス分野では、高発色性高反撥ポリエステル素材「ゼログ」が婦人服市場でヒット商品となりました。一方で、スポーツや寝装、インナー用途での素材販売及びデニム輸出は振るわず、事業全体の売上上げは減少しました。

以上の結果、繊維事業の売上高は55,535百万円（前期比15.1%減）、営業利益は1,932百万円（同21.8%増）となりました。

【その他】

その他の事業につきましては、前期に実施した事業ポートフォリオ改革に伴う子会社の株式譲渡・清算、事業譲渡の影響などにより、売上高は3,536百万円（前期比72.4%減）、営業損失は578百万円（前期は630百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当年度中に実施した設備投資は4,825百万円（前期比1,143百万円減）であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① ユニチカ(株) バリアナイロンフィルム生産のための設備改造（継続中）
- ② ユニチカ(株) ユニピール生産のための設備改造（継続中）
- ③ ユニチカ(株) ユニアミド生産のための設備改造（継続中）
- ④ ユニチカ(株) 新基盤システム構築（継続中）
- ⑤ THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.（タスコ）
ポリエステルスパンボンド不織布の生産設備の増設（継続中）

(3) 資金調達の状況

当社は、平成29年3月21日に、債務返済条件の変更等の対象となっていた借入金のリファイナンスを目的としたシンジケートローンによる資金の借入れを行うことを決定し、平成29年3月31日に本件リファイナンスを実行いたしました。これに伴い、対象債務の残高維持は解消しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成26年度からスタートした中期経営計画の下、事業を推進してまいりました。その結果、計画に掲げた構造改革を概ね完了させ、財務体質についても前倒しで健全化を図ることができたため、更なる飛躍に向け成長への基盤固めを行うべく、Growth、Global、Governanceの3つの“G”を柱とする新中期経営計画「“G” round 20 ~to The Next Stage（ジーラウンド・トゥエンティ ～トゥザネクストステージ）」を策定いたしました。

具体的には、フィルム事業では、包装分野は、国内外ともに「エンブレムHG」などバリアフィルムの拡販に注力し、工業分野は、「ユニアミド」や「ユニピール」などの高機能フィルムの採用拡大を進めます。さらに、ナイロンフィルムについては、海外生産体制の強化に向けた投資の検討を進めます。樹脂事業では、ナイロン樹脂は、ナノコンメタリックなど特殊コンパウンドグレードの海外拡販を強化し、「Uポリマー」や「アローベース」など当社の独自素材では、既存顧客の深耕等による拡販を進めます。不織布事業のポリエステルспанボンドでは、タスコでの生産設備増強をてこに、カーペット用途や自動車部品用途での拡販に努めます。コットンспанレースは、生活資材用途の拡販を継続するとともに、衛材用途での海外展開を進めます。

機能材事業では、ガラス繊維事業の産業資材分野は、引き続き建築用途での拡販を強化するとともに、各分野のトップ企業との協業による商品開発を進めます。電子材料分野のICクロスは、超薄物タイプなどの高付加価値品の商品構成を高めることにより収益の拡大に努めます。ガラスビーズ事業では、高付加価値品の拡販の継続、生産工程改善による品質向上とコストダウンに努めます。活性炭繊維事業では、浄水器用途で堅調な需要が見込まれる水栓一体型を中心に、引き続き拡販を進め、海外ではこれまでの中国主体から欧米に軸足を移し、新規顧客獲得を目指します。

繊維事業では、産業繊維事業のポリエステル短繊維は、ポリエステル共重合技術などを活かした高付加価値品の開発・拡販を加速します。ポリエステル高強度糸は、土木・建築分野の拡販を更に強化します。衣料繊維事業は、今後も原繊開発に注力するとともに、ベトナム、インドネシア等の海外現地法人の活用などによりグローバル商流の構築を目指します。

なお、当社は平成29年3月10日に、防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを材料として使用する繊維製品の入札に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社はコンプライアンスの徹底に努めてまいりましたが、この度の命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、改めてガバナンスの強化と更なるコンプライアンスの徹底により再発防止に努めてまいります。

新中期経営計画の最終年度である平成31年度は、当社にとって創立130周年、かつ、ユニチカ発足50周年の節目となります。当社を支えてくださる皆様のご期待に応えられるように、更に努力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 204 期 (平成25年度)	第 205 期 (平成26年度)	第 206 期 (平成27年度)	第 207 期 (平成28年度)
売 上 高	162,686	159,126	146,474	126,219
経 常 利 益	4,713	7,680	6,821	10,483
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)	583	△27,033	6,933	7,389
1株当たり当期純利益(△は損失)	1円01銭	△46円87銭	10円29銭	11円08銭
総 資 産	254,181	235,882	219,957	211,872
純 資 産	19,368	31,590	37,936	45,264
1株当たり純資産額	26円94銭	△17円01銭	△6円76銭	5円80銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づいて算出してあります。

(6) 重要な子会社の状況(平成29年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 エ ス テ ル (株)	4,000	60.0%	ポリエステル繊維・樹脂の製造及び販売
ユニチカトレーディング(株)	2,500	100.0	繊維製品等の販売及び輸出入
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	631	88.6	スパンボンド不織布の製造及び販売
P. T. EMBLEM ASIA (エンブレムアジア)	32,400	82.8	同時二軸延伸ナイロンフィルムの製造及び販売
ユニチカ設備技術(株)	100	100.0	各種プラントの設計施工及び整備保全
ユニチカテキスタイル(株)	50	100.0	綿製品の製造及び販売

② 企業集団の状況

連結子会社は、上記①に記載の6社を含め31社、持分法適用会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループが現在行っている事業の主なものは、次のとおりであります。

① 高分子事業

フィルム（ナイロン・ポリエステル）、樹脂（ナイロン・ポリエステル・ポリアリレート）、不織布（ポリエステルスパンボンド、コットンスパンレース）、生分解性材料

② 機能材事業

ガラス繊維・織物、ガラスビーズ、活性炭繊維

③ 繊維事業

糸・綿・織編物等（ナイロン・ポリエステル・ビニロン・綿等）、二次製品

④ その他

プラント設計・施工・保全

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区	岡 崎 事 業 所	愛 知 県 岡 崎 市
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区	垂 井 事 業 所	岐 阜 県 垂 井 町
中 央 研 究 所	京 都 府 宇 治 市	坂 越 事 業 所	兵 庫 県 赤 穂 市
宇 治 事 業 所	京 都 府 宇 治 市		

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
3,671名	235名減

(注) 従業員数には嘱託、臨時工等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	18,634 ^{百万円}
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	23,228
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	10,419
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	10,486
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	10,418
農 林 中 央 金 庫	8,807

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成29年2月6日に、合弁会社UNITIKA ADVANCE (THAILAND) CO., LTD. (ユニチカアドバンス (タイランド)) を設立しました。
- ② 当社は、平成29年3月10日に、防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを材料として使用する繊維製品の入札に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
- ③ 当社は、平成29年3月21日に、債務返済条件の変更等の対象となっていた借入金のリファイナンスを目的にシンジケートローンによる資金の借入れを行うことを決定しました。
- ④ 当社は、平成29年3月21日に、C種種類株式の取得及び消却を平成29年6月30日に行うことを決定しました。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	
普通株式	1,786,000,000株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株
C種種類株式	10,000株
D種種類株式	3,100株
(2) 発行済株式の総数	
普通株式	577,523,433株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株
C種種類株式	10,000株
(3) 株主数	
普通株式	44,921名
A種種類株式	1名
B種種類株式	2名
C種種類株式	1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 31,281 ^{千株}	5.42%
株式会社三菱東京UFJ銀行	普通株式 23,367 A種種類株式 21	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 16,571	2.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	普通株式 11,244	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	普通株式 10,534	1.82
ユニチカ従業員持株会	普通株式 10,493	1.81
MORGAN STANLEY & CO. LLC	普通株式 10,006	1.73
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	普通株式 9,714	1.68
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	普通株式 8,154	1.41
大同生命保険株式会社	普通株式 8,000	1.38

- (注) 1. 持株比率は自己株式(817,969株)を控除して計算しております。
2. 上記A種種類株式(株式会社三菱東京UFJ銀行 21,740株)のほかB種種類株式(株式会社みずほ銀行 3,635株、三菱UFJ信託銀行株式会社 2,124株)及びC種種類株式(ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合 10,000株)を平成26年7月31日に発行しております。
3. A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式は、優先株式であり、議決権がありません。
4. C種種類株式については、平成29年6月30日に取得、消却する予定です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社長執行役員	注 連 浩 行	CSR室担当
代表取締役 専務執行役員	安 岡 正 晃	管理本部長
代表取締役 常務執行役員	上 埜 修 司	経営企画本部長、技術部門管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員	阪 田 誠 造	高分子事業本部長、プラント・貿易部担当 東京駐在
取 締 役 上 席 執 行 役 員	長 谷 川 弘	機能材事業本部長、繊維事業本部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	榎 田 晃	高分子事業副本部長、フィルム事業部長
取 締 役	半 林 亨	（重要な兼職の状況） 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 前田建設工業株式会社社外取締役 株式会社大京社外取締役
取 締 役	高 捷 雄	
常 勤 監 査 役	永 田 直 彦	
監 査 役	小 畑 政 信	
監 査 役	河 内 義 人	（重要な兼職の状況） 河内義人税理士事務所所長
監 査 役	竹 内 芳 久	（重要な兼職の状況） ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株 式会社執行役員

- (注) 1. 取締役 半林 亨及び高 捷雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 河内義人及び竹内芳久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役 河内義人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は、取締役 半林 亨及び高 捷雄の両氏と監査役 河内義人及び竹内芳久の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	8名	129百万円（うち社外取締役2名 16百万円）
監 査 役	4名	38百万円（うち社外監査役2名 15百万円）
合 計	12名	167百万円

(注) 当社は、平成18年6月29日開催の第196回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に贈呈することを決議しております。なお、当事業年度における支給はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

- ・取締役 半林 亨氏は、株式会社ファーストリテイリングの社外取締役、前田建設工業株式会社の社外取締役及び株式会社大京の社外取締役であります。なお、当社は、株式会社ファーストリテイリング、前田建設工業株式会社及び株式会社大京との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 河内義人氏は、河内義人税理士事務所の所長であります。なお、当社は、同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 竹内芳久氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の執行役員であります。ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社を業務執行組員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合は、C種種類株式10,000株（払込金額10,000百万円）の株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席状況	出席率 (%)	出席状況	出席率 (%)
取 締 役	半 林 亨	17回／17回	100	—	—
取 締 役	高 捷 雄	17回／17回	100	—	—
監 査 役	河 内 義 人	17回／17回	100	13回／13回	100
監 査 役	竹 内 芳 久	17回／17回	100	13回／13回	100

イ) 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役 半林 亨氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・取締役 高 捷雄氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・監査役 河内義人氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士としての経験と税務、会計及び財務に関する知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・監査役 竹内芳久氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

ウ) 会社において法令又は定款に違反する事実その他不当・不正な業務の執行が行われた事実及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

当社は、防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを材料として使用する繊維製品の入札に関し、平成29年3月10日に公正取引委員会から独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。各社外取締役及び各社外監査役は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について発言しており、当該違反行為の判明後は、コンプライアンス体制の一層の強化・充実と信頼回復に努める当社の取組み内容を継続的に確認しました。

エ) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	86百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	137百万円

- (注) 1. 当社子会社のうち、日本エステル㈱及びユニチカトレーディング㈱の各社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

-
- (注) 1. 本事業報告中の百万円単位及び千株単位の数字は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	101,595	流 動 負 債	38,194
現金及び預金	37,030	支払手形及び買掛金	17,506
受取手形及び売掛金	34,116	短期借入金	3,438
たな卸資産	25,704	1年以内返済予定長期借入金	2,756
繰延税金資産	1,457	リース債務	117
その他	3,375	未払法人税等	1,167
貸倒引当金	△89	賞与引当金	1,451
固 定 資 産	110,277	製品改修引当金	1,670
有 形 固 定 資 産	103,791	事業構造改善引当金	152
建物及び構築物	11,349	独占禁止法関連損失引当金	980
機械装置及び運搬具	21,393	その他	8,954
工具、器具及び備品	920	固 定 負 債	128,414
土地	66,496	長期借入金	103,132
リース資産	121	リース債務	483
建設仮勘定	3,508	繰延税金負債	9,191
無 形 固 定 資 産	2,035	土地再評価に係る繰延税金負債	3,580
その他	2,035	役員退職慰労引当金	4
投 資 そ の 他 の 資 産	4,450	退職給付に係る負債	11,209
投資有価証券	2,929	その他	810
出資金	8	負 債 合 計	166,608
長期貸付金	40	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	12	株 主 資 本	40,572
繰延税金資産	281	資本金	100
その他	1,205	資本剰余金	28,400
貸倒引当金	△26	利益剰余金	12,117
資 産 合 計	211,872	自己株式	△47
		その他の包括利益累計額	1,269
		その他有価証券評価差額金	480
		繰延ヘッジ損益	8
		土地再評価差額金	6,415
		為替換算調整勘定	△2,856
		退職給付に係る調整累計額	△2,779
		非支配株主持分	3,422
		純 資 産 合 計	45,264
		負 債 純 資 産 合 計	211,872

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

〔平成28年4月1日から〕
〔平成29年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		126,219
売 上 原 価		94,189
売 上 総 利 益		32,029
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,491
営 業 利 益		12,538
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	76	
受 取 貸 貸 料	240	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	13	
償 却 債 権 取 立 益	266	
そ の 他	320	966
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,951	
そ の 他	1,070	3,021
経 常 利 益		10,483
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	784	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	224	1,009
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	862	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,223	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	1,203	
そ の 他	151	3,440
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,052
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,064	
法 人 税 等 調 整 額	△271	793
当 期 純 利 益		7,258
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△130
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,389

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	75,139	流 動 負 債	25,492
現金及び預金	29,306	支払手形	676
受取手形	1,554	買掛金	11,152
電子記録債権	1,347	短期借入金	1,250
売掛金	20,161	1年以内返済予定長期借入金	2,500
商品及び製品	11,205	リース債権	105
仕掛品	1,598	未払金	1,759
原材料及び貯蔵品	857	未払費用	1,151
前払費用	26	未払法人税等	875
繰延税金資産	327	前受金	111
関係会社短期貸付金	1,400	預り金	844
営業外受取手形	3,477	従業員預り金	2,371
短期債権	2,596	賞与引当金	761
貸倒引当金	1,294	事業構造改善引当金	129
	△15	独占禁止法関連損失引当金	980
固 定 資 産	116,922	その他	821
有 形 固 定 資 産	73,502	固 定 負 債	120,332
建物	5,530	長期借入金	97,500
構築物	1,251	リース債権	467
機械及び装置	9,878	繰延税金負債	10,380
車両及び運搬具	26	土地再評価に係る繰延税金負債	2,353
工具、器具及び備品	605	長期預り保証金	25
土地	55,467	退職給付引当金	7,476
リース資産	94	役員退職慰労引当金	4
建設仮勘定	647	関係会社事業損失引当金	1,402
無 形 固 定 資 産	1,984	資産除去債務	84
ソフトウェア	1,911	その他	636
その他	73	負 債 合 計	145,825
投資その他の資産	41,435	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,380	株 主 資 本	41,199
関係会社株	23,771	資 本 金	100
出資金	3	資 本 剰 余 金	28,495
関係会社出資金	2,031	資本準備金	25
関係会社長期貸付金	24,265	その他資本剰余金	28,470
破産更生債権	2	利 益 剰 余 金	12,648
長期前払費用	286	その他利益剰余金	12,648
長期差入保証金	506	繰越利益剰余金	12,648
その他の	53	自 己 株 式	△45
貸倒引当金	△10,250	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,036
投資損失引当金	△1,616	その他有価証券評価差額金	480
資 産 合 計	192,061	繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	4,556
		純 資 産 合 計	46,236
		負 債 純 資 産 合 計	192,061

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

〔平成28年4月1日から〕
〔平成29年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		79,040
売 上 原 価		56,912
売 上 総 利 益		22,127
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,304
営 業 利 益		9,823
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	396	
受 取 配 当 金	75	
受 取 貸 貸 料	279	
そ の 他	314	1,065
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,809	
貸 貸 施 設 維 持 費	114	
そ の 他	876	2,800
経 常 利 益		8,088
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	220	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	2,660	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	842	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	66	3,805
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	544	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	168	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,283	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	1,203	
そ の 他	171	3,370
税 引 前 当 期 純 利 益		8,523
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	708	
法 人 税 等 調 整 額	△31	677
当 期 純 利 益		7,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 昇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東 昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニチカ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 昇 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東 昌一 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニチカ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第207期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた件につきましては、全社を挙げて法令遵守体制の強化及び再発防止のための諸施策が立案・実施されていることを確認しております。監査役会としては、今後とも法令遵守の取り組みについて注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

ユニチカ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 永田直彦 ㊟

監査役 小畑政信 ㊟

監査役 河内義人 ㊟

監査役 竹内芳久 ㊟

(注) 監査役 河内 義人及び監査役 竹内 芳久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、平成26年度からスタートした中期経営計画に基づく施策の実行に努め、同計画に掲げた構造改革を概ね完了させましたが、一層の事業育成・強化、経営基盤の更なる強化など、今後の当社における事業展開を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

① A種種類株式	1株につき金12,000円	総額金260,880,000円
② B種種類株式	1株につき金23,740円	総額金136,718,660円
③ C種種類株式	1株につき金60,000円	総額金600,000,000円

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めており、100株単位への移行期限が平成30年10月1日と定められております。これを受け、当社は、本年10月1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後も、証券取引所が望ましいとしている適正な投資単位の水準（最低購入代金の水準）を維持するために、株式の併合を行いたいと存じます。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 併合する株式の種類

普通株式

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

発行可能株式総数 178,600,000株

3. その他

その他手続上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件①

1. 提案の理由

発行済のC種種類株式につき、平成29年6月30日付で取得及び消却することに伴い、C種種類株式に関する規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、当社がC種種類株式の全部を取得及び消却することを条件として、平成29年6月30日に効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は1,786,000,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 1,786,000,000株 A種種類株式 21,740株 B種種類株式 5,759株 <u>C種種類株式 10,000株</u> <u>D種種類株式 3,100株</u></p> <p>第8条（単元株式数） 普通株式の単元株式数は1,000株とし、A種種類株式、B種種類株式、<u>C種種類株式及びD種種類株式</u>の単元株式数は1株とする。</p> <p>第13条の2（A種種類株式） 本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は1,786,000,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 1,786,000,000株 A種種類株式 21,740株 B種種類株式 5,759株</p> <p>第8条（単元株式数） 普通株式の単元株式数は1,000株とし、A種種類株式<u>及び</u>B種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>第13条の2（A種種類株式） 本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、<u>第13条の7</u>第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(4) (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、<u>第13条の7</u>第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>3. ～4. (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、<u>第13条の5</u>第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、<u>第13条の5</u>第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. A種種類株主は、平成30年7月31日以降、<u>(i) 平成30年7月31日以降平成32年7月30日(同日を含む。)</u>までの日を償還請求日(以下に定義される。)とする場合は、当該償還請求日においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、また、<u>(ii) 平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)</u>から、<u>(b)当該償還請求日に発行済みの全てのC種種類株式(発行会社が有するものを除く。)</u>にC種残余財産分配額(第13条の4第2項第(1)号に定義される。以下同じ。)を乗じた額及び(c)同日に発行済みの全てのD種種類株式(発行会社が有するものを除く。)にD種残余財産分配額(第13条の5第2項第(1)号に定義される。以下同じ。)を乗じた額を控除した額(以下、本条において「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. A種種類株主は、平成30年7月31日以降いつでも、毎月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における<u>分配可能額</u>を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及び取得請求権の行使がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（<u>但し償還請求日が平成32年7月31日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本項において同じ。</u>）を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及び取得請求権の行使がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、<u>B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)</u>が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>第13条の3 (B種種類株式)</p> <p>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、<u>B種種類株式について発行済株式(発行会社が有するものは除く。)</u>が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>第13条の3 (B種種類株式)</p> <p>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に対し、<u>第13条の7</u>第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>(4) ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないとき</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に対し、<u>第13条の5</u>第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないとき</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>は、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、<u>第13条の7</u>第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、<u>第13条の7</u>第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>は、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、<u>第13条の5</u>第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、<u>第13条の5</u>第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>4. (1) B種種類株主は、<u>(i)平成30年7月31日以降、平成32年7月30日(同日を含む。)</u>までの間は、<u>普通株式対価取得請求(以下に定義される。)</u>の効力が生じる時点において<u>C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)</u>が存しないときに限り、<u>また、(ii)平成32年7月31日以降はいつでも、</u>本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(2)～(6) (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. B種種類株主は、<u>平成30年7月31日以降、(i)平成30年7月31日以降平成32年7月30日(同日を含む。)</u>までの日を償還請求日(以下に定義される。)とする場合は、<u>当該償還請求日においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)</u>が存しないときに限り、<u>また、(ii)平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額から、(b)当該償還請求日に発行済みの全てのC種種類株式(発行会社が有するものを除く。)</u>にC種残余財産分配額を乗じた額及び<u>(c)同日に発行済みの全てのD種種類株式(発行会社が有するものを除く。)</u>にD種残余財</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>4. (1) B種種類株主は、平成30年7月31日以降いつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(2)～(6) (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>5. B種種類株主は、平成30年7月31日以降いつでも、毎月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>産分配額を乗じた額を控除した額（以下、本条において「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（但し償還請求日が平成32年7月31日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本項において同じ。）を超える場合には、償還請求がなされたB種種類株式及び取得請求権の行使がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u> </p>	<p> の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたB種種類株式及び取得請求権の行使がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 </p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、<u>金銭対価償還日</u>(以下に定義される。)の開始時において、<u>C種種類株式及びD種種類株式のいずれれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)</u>が存しない場合に限り、<u>本会社の取締役会が別に定める日</u>(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p> <p><u>第13条の4 (C種種類株式)</u> <u>本会社の発行するC種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (現行どおり) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>1. (1) <u>本公司は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下「C種種類株主等」という。）に対し、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。）を行う。なお、C種優先配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) C種種類株式1株当たりのC種優先配当金の額は、以下に定めるとおりする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(a) 1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、C種払込期日（C種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、C種種類株式1株当たりのC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金（但し本号(b)に従ってC種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるC種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がC種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うC種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのC種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのC種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(3) 本会社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金及びC種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るC種優先配当金につき本号に従い累積したC種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従ってC種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算されるC種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「C種累積未払配当金相当額」という。）については、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>2. (1) <u>本会社は、残余財産を分配するとき</u> <u>は、C種種類株主等に対し、第13条の7</u> <u>第2項に定める支払順位に従い、C種種</u> <u>類株式1株につき、払込金額相当額に、</u> <u>C種累積未払配当金相当額及び第(3)号に</u> <u>定める日割未払優先配当金額を加えた額</u> <u>(以下「C種残余財産分配額」とい</u> <u>う。)</u>の金銭を支払う。但し本号におい ては、残余財産の分配が行われる日(以 下、本条において「分配日」という。) が配当基準日の翌日(同日を含む。)か ら当該配当基準日を基準日とした剰余金 の配当が行われる時点までの間である場 合は、当該配当基準日を基準日とする剰 余金の配当は行われぬものとみなして C種累積未払配当金相当額を計算する。 なお、C種残余財産分配額に、各C種種 類株主等が権利を有するC種種類株式の 数を乗じた金額に1円未満の端数が生じ るときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(2) C種種類株主等に対しては、前号のほ</u> <u>か、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(3) C種種類株式1株当たりの日割未払優</u> <u>先配当金額は、分配日の属する事業年度</u> <u>において、分配日を基準日としてC種優</u> <u>先配当金の支払がなされたと仮定した場</u> <u>合に、前項第(2)号(a)に従い計算される</u> <u>C種優先配当金相当額とする。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>3. <u>C種種類株主は、法令に別段の定めのある</u> <u>場合を除き、株主総会において議決権を有し</u> <u>ない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>4. (1) <u>C種種類株主は、C種払込期日以降いつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>(2) C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるC種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 取得価額は、当初、56.9円とする。</p> <p>(4) 取得価額は、平成27年3月15日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が35.0円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が78.8円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(5) <u>取得価額の調整</u></p> <p>(a) <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u></p> <p>① <u>普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p><u>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</u></p> <p>② <u>普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p><u>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）</u>、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>	

現 行 定 款	変 更 定 案
$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{本公司が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{本公司が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right)}{\text{1株当たり払込金額}} \times \text{普通株式1株当たりの時価}$	
<p>④ <u>本公司に取得をさせることにより又は本公司に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はC種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>③ その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権)</p> <p>5. (1) C種種類株主は、C種払込期日以降いつでも、D種種類株式等対価取得請求日(以下に定義される。)の30取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「D種種類株式等対価取得請求事前通知」という。)を行った上で、本会社に対して、金銭及びD種種類株式の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「D種種類株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び次号に定める数のD種種類株式を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるC種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が効力を生じた日」(以下「D種種類株式等対価取得請求日」という。)と読み替えて、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し当該D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求日における分配可能額を超える場合には、D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、C種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>されなかったC種種類株式については、<u>D種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p>(2) 前号によるC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の数は、D種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成26年8月1日(同日を含む。)から平成27年7月31日(同日を含む。)までのいずれの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.05を乗じて得られる数、(ii)平成27年8月1日(同日を含む。)から平成28年7月31日(同日を含む。)までのいずれの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.08を乗じて得られる数、(iii)平成28年8月1日(同日を含む。)から平成29年7月31日(同日を含む。)までのいずれの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.14を乗じて得られる数、(iv)平成29年8月1日(同日を含む。)から平成30年7月31日(同日を含む。)までのいずれの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.18を乗じて得られる数、(v)平成30年8月1日(同日を含む。)から平成31年7月31日(同日を含む。)までのいずれの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.25を乗じて得られる数、(vi)平成31年8月1日(同日を含む。)以降においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.31を乗じて得られる数とする。また、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>6. 本会社は、平成27年8月1日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、C種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部(但しC種種類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、前項に定めるD種種類株式等対価取得請求に係るD種種類株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を除く。)を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものと</u></p> <p><u>し、本会社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に(i) C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) C種累積未払配当金相当額及び第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算し、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「剰余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかとの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u></p> <p>① 平成27年8月1日から平成28年7月31日 まで : 1.12</p> <p>② 平成28年8月1日から平成29年7月31日 まで : 1.18</p> <p>③ 平成29年8月1日から平成30年7月31日 まで : 1.24</p> <p>④ 平成30年8月1日から平成31年7月31日 まで : 1.30</p> <p>⑤ 平成31年8月1日以降 : 1.38 (譲渡制限)</p> <p><u>7. C種種類株式を譲渡により取得するには、</u> <u>本会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第13条の5 (D種種類株式)</u> <u>本会社の発行するD種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>1. (1) 本会社は、<u>D種種類株式の発行日（D種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。）（同日を含む。）からその2年後の応当日の前日（同日を含む。）までの間（以下「D種優先配当期間」という。）、あるD種優先配当年度（以下に定義する。）に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主（以下「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（D種種類株主と併せて以下「D種種類株主等」という。）に対し、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「D種優先配当金」という。）を行う。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。D種優先配当年度とは、(i) D種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの期間、(ii) D種優先配当期間の末日が属する事業年度の初日（同日を含む。）からD種優先配当期間の末日（同日を含む。）までの期間、及び(iii) 上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間（もしあれば。）の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの期間（上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度間に複数の事業年度がある場合には、かかる各事業年度の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの各期間）をいう。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>D種種類株式1株当たりのD種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(a) 1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し当該D種優先配当年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、D種種類株式1株当たりのD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金（但し本号(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がD種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うD種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのD種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのD種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(3) 本会社は、あるD種優先配当年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、D種種類株主等に対しては、D種優先配当金及びD種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) あるD種優先配当年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該D種優先配当年度より前のD種優先配当年度に係るD種優先配当金につき本号に従い累積したD種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該D種優先配当年度に係るD種優先配当金の額（当該D種優先配当年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。但しかかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降の期間（D種優先配当期間の経過後を含む。）に累積する。この場合の累積額は、当該D種優先配当年度の末日に終了する事業年度（但し当該D種優先配当年度の末日に事業年度が終了しない場合には、当該D種優先配当年度の末日が属する事業年度）に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「D種累積未払配当金相当額」という。）については、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(5) <u>D種優先配当期間経過後の配当</u></p> <p>(a) <u>本公司は、D種優先配当期間の末日の翌日（同日を含む。）以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株主等に対し、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に本号(b)に定める配当率（以下「D種普通配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「D種普通配当金」という。）の配当を、第13条の7第1項に定める支払順位に従って行う。なお、D種普通配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>(b) <u>D種普通配当率は、当該基準日に係る普通株式1株当たりの剰余金の配当の金額を、当該基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ連続する20取引日（以下「D種普通配当率算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、D種普通配当率算定期間中に第4項第(5)号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は同項第(5)号に準じて本公司が適当と判断する値に調整される。）で除して得られた比率とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>2. (1) 本会社は、残余財産を分配するとき は、D種種類株主等に対し、第13条の7 第2項に定める支払順位に従い、D種種 類株式1株につき、払込金額相当額に、 D種累積未払配当金相当額及び第(3)号に 定める日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「D種残余財産分配額」とい う。)の金銭を支払う。但し本号におい ては、残余財産の分配が行われる日(以 下、本条において「分配日」という。) が配当基準日の翌日(同日を含む。)か ら当該配当基準日を基準日とした剰余金 の配当が行われる時点までの間である場 合は、当該配当基準日を基準日とする剰 余金の配当は行われないものとみなして D種累積未払配当金相当額を計算する。 なお、D種残余財産分配額に、各D種種 類株主等が権利を有するD種種類株式の 数を乗じた金額に1円未満の端数が生じ るときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) D種種類株主等に対しては、前号のほ か、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(3) D種種類株式1株当たりの日割未払優 先配当金額は、分配日がD種優先配当期 間内の場合は、当該分配日の属するD種 優先配当年度において、分配日を基準日 としてD種優先配当金の支払がなされた と仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従 い計算されるD種優先配当金相当額と し、分配日がD種優先配当期間経過後の 場合は、零とする。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>3. D種種類株主は、法令に別段の定めのある 場合を除き、株主総会において議決権を有し ない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>4. (1) <u>D種種類株主は、いつでも、本会社に対して、(i)第(2)号(a)に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）又は(ii)第(2)号(b)に定める数及び金額の普通株式及び金銭（以下「請求対象普通株式等」という。）のいずれかの交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、(i)請求対象普通株式又は(ii)請求対象普通株式等を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。なお、D種種類株主は、普通株式等対価取得請求を行うに際しては、請求対象普通株式と請求対象普通株式等のいずれを対価とするのかを選択することができる。</u></p> <p><u>(2) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(a) <u>D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号(a)においては、第2項第(1)号に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(b) (i) D種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、払込金額相当額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。(ii) D種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、金銭の額は、当該普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を乗じて得られる額とする。なお、本(b)においては、第2項第(1)号に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し当該普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、普通株式等対価取得請求が効力を生じた日における分配可能額を超える場合には、普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種種類株式については、普通株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(3) 取得価額は、当初、56.9円とする。</u></p> <p><u>(4) 取得価額は、D種種類株式発行後の毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）</u>、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が28.5円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が85.4円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。</p> <p><u>(5) 取得価額の調整</u></p> <p><u>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）</u>、次の算式（以下、本条において「<u>取得価額調整式</u>」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「<u>1株当たり払込金額</u>」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「<u>株主割当日</u>」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「<u>新たに発行する普通株式の数</u>」は「<u>処分する本会社が保有する普通株式の数</u>」、「<u>本会社が保有する普通株式の数</u>」は「<u>処分前において本会社が保有する普通株式の数</u>」とそれぞれ読み替える。</p>	

現 行 定 款	変 更 定 案
$\frac{\text{調整後取得価額} - \text{調整前取得価額}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{本公司が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \times \frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{1株当たり払込金額）} + \text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$	
<p>④ <u>本公司に取得をさせることにより又は本公司に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>但し本⑤による取得価額の調整は、</u> <u>本公司又は本公司の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本</u> <u>(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、</u> <u>本公司はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>③ その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p>5. (1) <u>D種種類株主は、平成32年7月31日以降の日を取得日（以下、本条において「償還請求日」という。）としていつでも、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D種種類株式償還請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るD種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るD種種類株式の数に次号に定めるD種種類株式1株当たりの償還価額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。但し当該償還請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>D種種類株式1株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価額とする。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <p><u>(i) 払込金額相当額 + D種累積未払配当金相当額 + D種日割未払優先配当金額</u></p> <p><u>(ii) 払込金額相当額 × (1 + (パリティ - 1) × 0.25) + D種累積未払配当金相当額</u> <u>+ D種日割未払優先配当金額</u></p> <p><u>上記算式(i)(ii)において、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてD種累積未払配当金相当額を計算する。</u></p> <p><u>上記算式(i)(ii)における「D種日割未払優先配当金額」は、償還請求日がD種優先配当期間内の場合は、当該償還請求日の属するD種優先配当年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第1項第(2)号(a)に従い計算される優先配当金額相当額とし、償還請求日がD種優先配当期間経過後の場合は、零とする。</u></p> <p><u>また、上記算式(ii)における「パリティ」は、D種種類株式償還請求事前通知を行った日の本会社の普通株式の終値をD種種類株式償還請求事前通知を行った日において有効な修正後取得価額で除した数(小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(譲渡制限)</p> <p><u>6. D種種類株式を譲渡により取得するには、 本会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第13条の<u>6</u> (株式の分割又は併合、募集株式の割当て等) 本会社は、<u>A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式又はD種種類株式</u>について株式の分割又は併合を行わない。 本会社は、<u>A種種類株主、B種種類株主、C種種類株主又はD種種類株主</u>には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 本会社は、<u>A種種類株主、B種種類株主、C種種類株主又はD種種類株主</u>には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>第13条の<u>7</u> (優先順位) 1. <u>A種優先配当金、B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額、D種累積未払配当金相当額、D種普通配当金</u>及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) に対する剰余金の配当の支払順位は、<u>C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位 (それらの間では同順位)、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位 (それらの間では同順位)、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位 (それらの間では同順位)、D種普通配当金及び普通株主等</u>に対する剰余金の配当が<u>第4順位 (それらの間では同順位)</u>とする。</p>	<p>第13条の<u>4</u> (株式の分割又は併合、募集株式の割当て等) 本会社は、<u>A種種類株式及びB種種類株式</u>について株式の分割又は併合を行わない。</p> <p>本会社は、<u>A種種類株主及びB種種類株主</u>には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 本会社は、<u>A種種類株主及びB種種類株主</u>には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>第13条の<u>5</u> (優先順位) 1. <u>A種優先配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主</u>又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) に対する剰余金の配当の支払順位は、<u>A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第1順位 (それらの間では同順位)、普通株主等</u>に対する剰余金の配当が<u>第2順位</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. A種種類株式、B種種類株式、<u>C種種類株式</u>、<u>D種種類株式</u>及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、<u>C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位</u>（それらの間では同順位）、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。</p>	<p>2. A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</p>
<p>3. (条文省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>

第4号議案 定款一部変更の件②

1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従い、平成29年10月1日付で定款に定める発行可能株式総数が1,786,000,000株から178,600,000株に変更したものとみなされますが（以下「みなし定款変更」といいます。）、同時に普通株式の発行可能種類株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）に規定されている普通株式の発行可能種類株式総数も1,786,000,000株から178,600,000株に変更いたします。また、第2号議案「株式併合の件」の「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、売買単位を100株に移行するため、現行定款第8条（単元株式数）に規定する普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生することといたします。

2. 変更の内容

変更（みなし定款変更を含みます。）の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

第3号議案による変更後の定款	変更案
<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）</p> <p>本会社の発行可能株式総数は<u>1,786,000,000</u>株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>1,786,000,000</u>株</p> <p>A種種類株式 21,740株</p> <p>B種種類株式 5,759株</p> <p>第8条（単元株式数）</p> <p>普通株式の単元株式数は<u>1,000</u>株とし、A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は1株とする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）</p> <p>本会社の発行可能株式総数は<u>178,600,000</u>株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>178,600,000</u>株</p> <p>A種種類株式 21,740株</p> <p>B種種類株式 5,759株</p> <p>第8条（単元株式数）</p> <p>普通株式の単元株式数は<u>100</u>株とし、A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は1株とする。</p>

第5号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 安岡正晃、阪田誠造、榎田 晃、半林 亨、高 捷雄の5氏が任期満了となるため、取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やす おか まさ あき 安 岡 正 晃 (昭和31年1月10日生)	昭和54年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成20年6月 (株)モビット代表取締役社長 平成25年6月 三菱UFJニコス(株)常勤監査役 平成27年2月 当社顧問 平成27年6月 当社代表取締役専務執行役員(現任) (現在の担当) 管理本部長	20,844株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>安岡正晃氏は、金融・財務分野、企業経営及びリスク管理に関する知見、経験を有しており、また平成27年6月以降は、当社代表取締役専務執行役員管理本部長として、財務体質の健全化を推進しました。</p> <p>当社は、同氏がこれらの知見、経験を活かし、経営の監督及び管理部門に関する業務執行を通じ、引き続き当社グループの企業価値の向上に重要な役割を果たすことができるものと判断しましたので、同氏を取締役候補者としてしました。</p>			
2	えのき だ あきら 榎 田 晃 (昭和31年1月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成27年6月 当社取締役上席執行役員(現任) (現在の担当) 高分子事業本部長、東京駐在	92,855株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>榎田 晃氏は、フィルム製造技術に関する業務経験、専門知識に加え、海外勤務経験に基づくグローバルな視点を有しており、また平成27年6月以降は、当社取締役上席執行役員として、主にフィルム事業の収益力強化及びグローバル戦略を推進しました。</p> <p>当社は、同氏がこれらの知見、経験を活かし、経営の監督及び高分子事業に関する業務執行を通じ、引き続き当社グループの持続的成長に重要な役割を果たすことができるものと判断しましたので、同氏を取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	<p>はん ばやし とおる 半 林 亨 (昭和12年1月7日生)</p>	<p>昭和34年4月 日綿実業(株) (現双日(株)) 入社 平成元年6月 同社取締役 平成5年6月 同社代表取締役常務 平成7年6月 同社代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成12年10月 同社代表取締役社長 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディング ス(株) (現双日(株)) 代表取締役会長・ Co-CEO 平成16年6月 当社社外監査役 平成17年11月 (株)ファーストリテイリング社外取締 役 (現任) 平成19年6月 前田建設工業(株)社外取締役 (現任) 平成23年6月 (株)大京社外取締役 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ファーストリテイリング社外取締役 前田建設工業(株)社外取締役 (株)大京社外取締役</p>	208,183株
<p><取締役候補者とした理由> 半林 亨氏は、豊富な経営経験を有しており、平成16年6月以降は当社社外監査役、社外取締役を歴任され、当社経営の監督及び経営に対し有用な提言を行っています。 当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の監督及び経営への提言を行っていただけるものと判断しましたので、同氏を取締役候補者としてしました。</p>			

8. 当社は、防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを材料として使用する繊維製品の入札に関し、平成29年3月10日に公正取引委員会から独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。半林 亨氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について発言しており、当該違反行為の判明後は、コンプライアンス体制の一層の強化・充実と信頼回復に努める当社の取組み内容を継続的に確認しました。
9. 当社は、半林 亨氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。また、古川 実氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、届け出る予定であります。

第6号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 竹内芳久氏が辞任するため、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ ふく はら てつ あき 福 原 哲 晃 (昭和22年10月29日生)	昭和52年4月 弁護士登録(現任) 平成5年6月 (株)ツバキ・ナカシマ社外監査役 (重要な兼職の状況) 瑞木総合法律事務所共同代表	0株
<p><監査役候補者とした理由></p> <p>福原哲晃氏は、弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年勤めた経験もあり、豊富な経験と十分な知見を有しております。</p> <p>同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外監査役として当社の監査を始めとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に関する役割を果たしていただけると判断しましたので、同氏を監査役候補者としてしました。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 福原哲晃氏は、社外監査役として選任するものであります。
 4. 福原哲晃氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
 5. 福原哲晃氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、届け出る予定であります。

第7号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

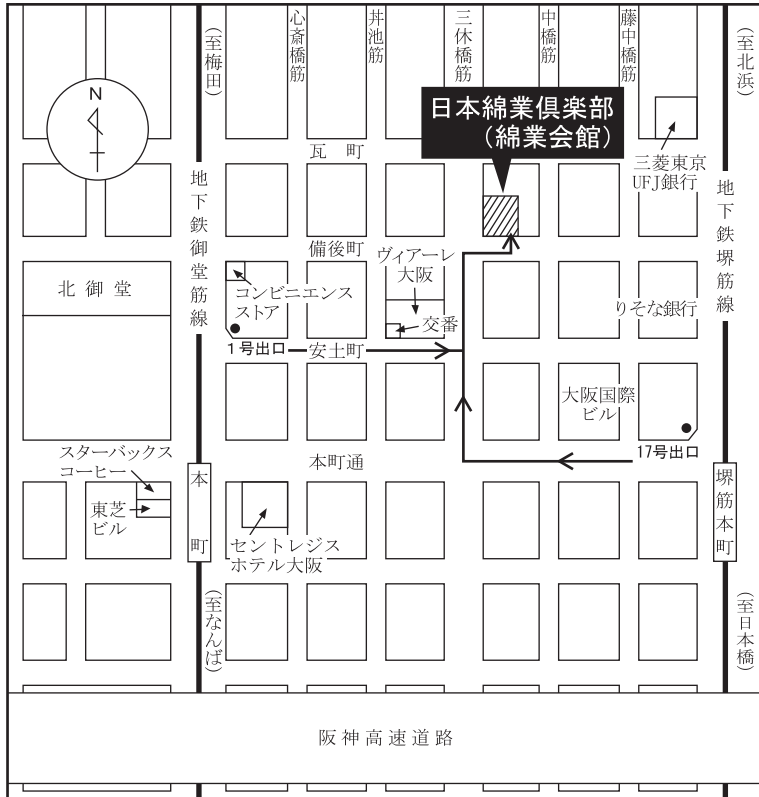
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
小林 二郎 (昭和20年6月4日生)	昭和49年4月 弁護士登録（現任） (重要な兼職の状況) 小林法律事務所所長	2,000株
<p><補欠の監査役候補者とした理由></p> <p>小林二郎氏は、弁護士として長年培ってこられた豊富な法律知識を有しております。また、同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として企業法務に精通するなど、十分な知見を有しております。</p> <p>当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外監査役として職務を適切に遂行することができるかと判断しましたので、同氏を補欠の監査役候補者としました。</p>		

- (注) 1. 候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
2. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林二郎氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
4. 小林二郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

以上

＝株主総会会場 ご案内略図＝



会 場 大阪市中央区備後町二丁目 5 番 8 号
 日本綿業倶楽部(綿業会館)新館 7 階大会議室
 電 話 0 6 - 6 2 3 1 - 4 8 8 1

交 通 地下鉄御堂筋線「本 町」駅 1号出口 徒歩約5分
 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅 17号出口 徒歩約5分

- ※ 会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承願います。
- ※ 会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。